

令和7年度第2回伊豆の国市特別職報酬等審議会 次第

日時 令和7年10月15日（水）午後2時から

場所 伊豆の国市あやめ会館3階多目的ホール

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

- ・市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額について

4 その他

5 閉会

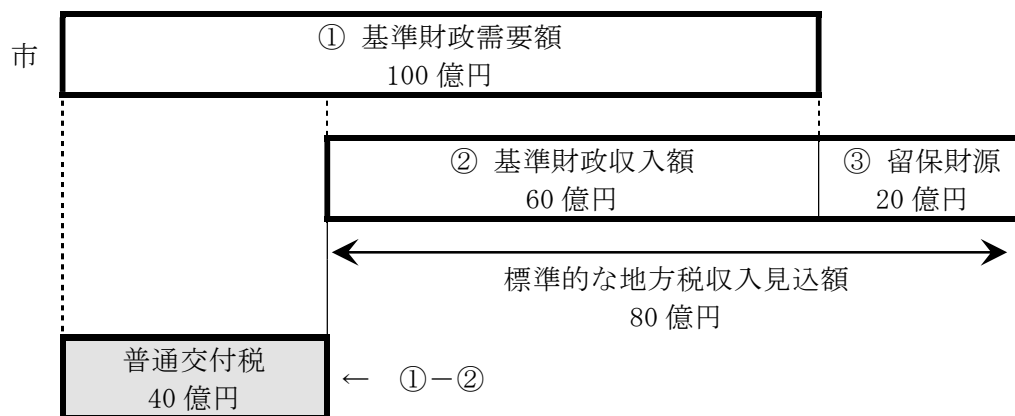
普通交付税について

1 普通交付税の算定方法

- ・普通交付税額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額 (← 財源不足額)
- ・財政力指数 = 基準財政収入額 / 基準財政需要額 (← 1 を超えると不交付団体)

$$\left(\begin{array}{l} \text{① 基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位 (人口等)} \times \text{補正係数} \\ \text{② 基準財政収入額} = \text{標準的な地方税収入見込額} \times 0.75 \end{array} \right)$$

< 普通交付税の仕組み >



(令和 6 年度普通交付税)

基準財政需要額 (錯誤措置後)	11,155,978 千円
基準財政収入額 (")	6,670,370 千円
交付基準額	4,485,608 千円

2 議会費の算定状況

基準財政需要額の中の「包括算定経費 (人口)」という算定区分の令和 6 年度単位費用では、議会費については標準団体 (人口 10 万人、面積 210km²) として 1 億 7,800 万円と設定されている。(令和 7 年度単位費用では 1 億 8,000 万円)

令和 6 年度の伊豆の国市における基準財政需要額 (約 111 億 5,400 万円) のうち、議会費として算定された額は、**約 9,650 万円** (A) と試算される。(令和 6 年度普通交付税算定資料からの試算)

一方、伊豆の国市における議会費の令和 6 年度決算額は、以下のとおり。

令和 6 年度一般会計決算における議会費 **約 1 億 5,200 万円** (B)

(うち、議員報酬 : 62,424,000 円、期末手当 : 25,125,656 円、計 : 約 8,750 万円)

市長、副市長、教育長及び議会の選任、権限及び担当事務等

1 市長（地方自治法第 17 条、第 147 条～149 条）

- ・普通地方公共団体の議会の議員及び長は、別に法律の定めるところにより、選挙人が投票によりこれを選挙する。
- ・普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統括し、これを代表する。
- ・普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。
- ・普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。
 - 一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること
 - 二 予算を調製し、及びこれを執行すること
 - 三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すこと
 - 四 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すこと
 - 五 会計を監督すること
 - 六 財産を取得し、管理し、及び処分すること
 - 七 公の財産を設置し、管理し、及び廃止すること
 - 八 証書及び公文書類を保管すること
 - 九 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること

2 副市長（地方自治法第 162 条、第 167 条）

- ・副知事及び副市長村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。
- ・副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。

3 教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条、第 13 条）

- ・教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- ・教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

4 議会（地方自治法第 17 条、第 89 条）

- ・ 普通地方公共団体の議会の議員及び長は、別に法律の定めるところにより、選挙人が投票によりこれを選挙する。
- ・ 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。
- ・ 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。
- ・ 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

副市長及び県職員（想定）並びに教育長及び学校長（想定）の給料・年収比較

1 副市長と県職員（想定）

	副市長	県職員（想定）※1
給料（月額）	660,000 円	410,000 円～420,000 円
管理職手当	—	66,500 円
扶養手当	—	41,000 円 (配偶者、大学生1人、高校生1人想定)
地域手当（4.15%）	—	21,476 円～21,891 円
期末・勤勉手当	3,491,400 円 (期末手当)	約 2,300,000 円
年収	11,411,400 円	約 8,770,000 円～約 8,900,000 円

※1 県職員（想定）は、現副市長と同年齢程度の一般事務職（課長級相当）

2 教育長と学校長

	教育長	学校長（想定）※2
給料（月額）	600,000 円	469,925 円
管理職手当	—	87,700 円
扶養手当	—	22,000 円 (配偶者、大学生1人想定)
地域手当（4.15%）	—	24,054 円
期末・勤勉手当	3,174,000 円 (期末手当)	2,749,746 円
年収	10,374,000 円	10,089,894 円

※2 学校長（想定）は、給料表の最高号給の小中学校長

市税収入額及び歳出額の推移（人口4万人台の県内市）

1 市税収入額

（単位：百万円）

自治体名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
裾野市	10,300	9,530	10,132	9,910	10,651
菊川市	7,474	7,293	7,595	7,529	7,522
伊豆の国市	6,701	6,480	6,841	6,787	6,664
牧之原市	7,692	7,296	7,966	8,001	8,309

2 歳出額

（単位：百万円）

自治体名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
裾野市	27,532	23,110	22,409	23,606	26,253
菊川市	24,558	21,333	20,974	21,198	24,707
伊豆の国市	27,205	25,128	22,971	21,694	23,499
牧之原市	28,112	22,224	21,796	21,909	23,155

市長、副市長及び教育長の給料並びに議員報酬の改定状況
(人口 4 万人台の県内市)

1 市長、副市長及び教育長

自治体名	現行額適用年月日	改定内容 (月額)	改定理由
裾野市	平成 26 年 4 月 1 日	市長・副市長いずれも 10,000 円増	不明
	平成 27 年 4 月 1 日	教育長 5,000 円増	不明
菊川市	平成 22 年 4 月 1 日	市長 40,000 円増 副市長 30,000 円増 教育長 5,000 円増	不明
伊豆の国市	平成 22 年 4 月 1 日	三役いずれも 10,000 円減	現在の社会経済情勢や一般職給与の状況から
牧之原市	平成 17 年 10 月 11 日	—	(合併時から改定なし)

2 議員報酬

自治体名	現行額適用年月日	改定内容 (月額)	改定理由
裾野市	平成 30 年 11 月 1 日	いずれも 5,000 円増	理由は不明 (審議会の答申どおり)
菊川市	平成 22 年 4 月 1 日	いずれも 45,000 円増	不明
伊豆の国市	平成 22 年 4 月 1 日	議長 7,000 円減、副議長 6,000 円減、委員長及び議員 5,000 円減	(審議会の答申は、近隣市町の状況や諸情勢から一律 10,000 円減) 【議会での議員提案】 10,000 円は受け入れられないが、審議会の答申の尊重や現在の社会情勢を考慮し議員も引き下げるべき、引き下げ額は教育長の引き下げ額を参考
牧之原市	平成 17 年 10 月 11 日	—	(合併時から改定なし)

市長、副市長及び教育長の給料並びに議員報酬の改定パターン別試算

	職	月額(カッコ内は現行月額からの増減額)と順位(県内23市)											
		現行	順位	パターン①	順位	パターン②	順位	パターン③	順位	パターン④	順位	パターン⑤	順位
1	市長	800,000	20	768,000 (△32,000)	21	810,000 (+10,000)	19	828,960 (+28,960)	17	838,400 (+38,400)	17	912,000 (+112,000)	7
2	副市長	660,000	17	633,600 (△26,400)	21	670,000 (+10,000)	17	683,892 (+23,892)	16	691,680 (+31,680)	16	752,400 (+92,400)	6
3	教育長	600,000	18	576,000 (△24,000)	20	610,000 (+10,000)	17	621,720 (+21,720)	17	628,800 (+28,800)	17	684,000 (+84,000)	7
4	議長	363,000	20	348,480 (△14,520)	23	370,000 (+7,000)	20	376,141 (+13,141)	20	380,424 (+17,424)	19	413,820 (+50,820)	16
5	副議長	324,000	19	311,040 (△12,960)	22	330,000 (+6,000)	18	335,729 (+11,729)	18	339,552 (+15,552)	18	369,360 (+45,360)	17
6	委員長	305,000	—	292,800 (△12,200)	—	310,000 (+5,000)	—	316,041 (+11,041)	—	319,640 (+14,640)	—	347,700 (+42,700)	—
7	議員	300,000	18	288,000 (△12,000)	22	305,000 (+5,000)	18	310,860 (+10,860)	18	314,400 (+14,400)	18	342,000 (+42,000)	17
三役給料の年収 相当額の増減額				△1,424,696		518,700		1,289,350		1,709,635		4,986,436	
議員報酬の年収 相当額の増減額				△3,501,986		1,481,040		3,169,308		4,202,384		12,256,952	

※ 手当を含む年収相当額

パターン① 前回引下げ時の職員平均給料からの変動率を適用した場合(現行月額×0.96)

パターン② 前回引下げ前の水準に合わせた(戻した)場合

パターン③ 令和7年人事院勧告で示された官民較差(3.62%)を適用した場合(現行月額×1.0362)

パターン④ 前回引下げ時以降の国の俸給改定率の累積(4.80%)を適用した場合(現行月額×1.048)

パターン⑤ 前回引下げ時の新規採用職員(大卒)初任給からの変動率を適用した場合(現行月額×1.14)